

## 政策評価基本計画等について（案）

令和 2 年 3 月 4 日  
原子力規制庁

### 1. 概要

政策評価に関し、行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「政策評価法」という。）に基づき次の計画等について策定することとしたい。

#### （1）原子力規制委員会政策評価基本計画（案）【別添 1】

政策評価法第 6 条に基づき、現行の基本計画の計画期間が令和 2 年 3 月 31 日までであることから、新たな基本計画を令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間として定めるもの。

#### （2）令和 2 年度原子力規制委員会政策評価実施計画（案）【別添 2】

政策評価法第 7 条に基づき、令和 2 年度に行う事後評価の対象と実施方法について定めるもの。

#### （3）政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和元年度公表分）（案）【別添 3】

政策評価法第 11 条に基づき、平成 30 年度に実施した平成 29 年度実施施策に対する事後評価及び令和元年度に実施した平成 30 年度実施施策に対する事後評価の政策（令和 2 年度予算要求、令和 2 年度機構・定員要求、令和元年度実施施策に係る事前分析表）への反映状況について取りまとめるもの。

### 2. 今後の予定

原子力規制委員会で決定後、総務大臣への通知を行い（（1）及び（2））、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する予定（（1）～（3））。

## (参考1) 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成13年法律第86号) (抄)

### (基本計画)

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

### (政策への反映状況の通知及び公表)

第十一条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

## (参考2) 政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）（抄）

### I 政策評価に関する基本計画の指針

#### 4 事前評価の実施に関する基本的な事項

エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。

#### 5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、次の各号に掲げる政策については、当該各号に定めるとおり事後評価を行うものとする。

(イ) 規制に係る政策 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）において、規制所管府省は規制シートの作成に当たり、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施するとされたこと及び総務省において事後検証について点検を行うこととされたことを踏まえ、各行政機関の長は、事前評価を実施した規制に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、規制の見直し時期が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。

(別紙)

#### [事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

#### [実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

#### [総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

(参考3) 規制の政策評価の実施に関するガイドライン (抄)

(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承 平成29年7月28日一部改正)

II 評価の方法

1 評価の対象

(3) 事後評価については、基本方針I 5「事後評価の実施に関する基本的な事項」カ(イ)に基づき、事前評価を実施した規制に関して行うものとする。

4 基本的な評価の内容

(6) 事後評価の実施時期等

当該規制(新設又は改正)が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う事後評価の実施時期について記載する。実施時期については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえることとする。同計画では、法令等に見直し条項(一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項)がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とすることとされている。

5 簡素化した評価手法

一般的に、意思決定要素が少ない規制に係る政策を簡素化した評価手法の対象とする。具体的には、以下の要件に該当する規制に係る政策について、簡素化した評価手法を適用する。

⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの

- ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。

制定 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

## 原子力規制委員会政策評価基本計画（案）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、原子力規制委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

この計画の対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 政策評価の実施に関する方針

政策評価制度は、政策の企画立案及び実施の的確な遂行に資する情報を得て、政策へ適切に反映させ、政策の不断の見直しや改善を行い、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底するものと位置付けられる。

原子力規制委員会においては、以下の点に留意して政策評価を実施する。

- ・政策の企画立案及び実施の的確な遂行に資する情報を得るため、必要性、有効性、効率性その他の当該政策の特性に応じた観点から、効率的に評価を行うこと。
- ・政策評価を実施した結果、何らかの理由で期待どおりの成果をあげていないと認めるものがあれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案に反映させていくこと。
- ・原子力規制委員会における PDCA の効果的・効率的な運用を図るため、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年 12 月 18 日原子力規制委員会決定。以下「規程」という。）に基づく中期目標及び年度重点計画並びにマネジメントレビュー等と適切に連携すること。

### 3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、有効性及び効率性の観点から行う。

必要性：対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らしたときの妥当性。

有効性：当該政策に基づく活動により得ようとする政策効果と実際に得られた又は得られると見込まれる政策効果の関係。

効率性：当該政策に基づく投入資源とそれによって得られる政策効果との関係。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性などの観点を加味して適切に評価を行う。

#### **4. 政策効果の把握に関する事項**

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、客観性を担保するため、できる限り定量的な評価を行うものとし、これが困難である場合又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合は、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が原子力規制委員会以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

#### **5. 事前評価の実施に関する事項**

##### **(1) 評価の目的**

法第9条の規定に基づき事前評価の実施が求められる政策については、当該政策により得られると見込まれる効果等を把握することにより、適切な政策の選択や改善に資する情報を得る見地から評価を実施する。

##### **(2) 評価の対象**

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条各号に規定する、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃による規制の新設又は改廃を目的とする政策を評価の対象とする。

##### **(3) 事前評価の方式**

事前評価は、基本方針に定める事業評価方式によることを基本とする。

#### **(4) 評価の実施**

(2)の評価の対象となる政策を主管する課又は室等（以下「政策主管課等」という。）は、当該政策の決定に先立ち、評価を行い、評価書を作成する。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにするとともに、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

評価の内容、手順その他の評価の方法については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制の政策評価ガイドライン」という。）等による。

### **6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項**

#### **(1) 評価の目的**

原子力規制委員会の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的とする。

#### **(2) 評価の対象と方式**

1) 原子力規制委員会の政策全てを事後評価の対象とし、共通の目的を有する事業のまとまりである施策を単位として行うものとする。施策は、原子力規制委員会が規程に基づき策定する年度重点計画において定める政策体系により区分する。評価方式は、基本方針に定める実績評価方式によることを基本とする。

2) 上記5.により事前評価を実施した政策のうち、法第7条に規定する実施計画で定めた政策については、基本方針に定める事業評価方式によることを基本とし、規制の政策評価ガイドラインに基づき事後評価を実施する。

#### **(3) 評価の観点・方法**

各年度の実実施策に係る評価は、有効性及び効率性の観点を中心に3.の観点から行う。その際、当該施策の下に位置付けられる事業について、その効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係や事業相互の関係に留意するものとする。

#### **(4) 評価の時期**

各年度の実実施策に係る評価は、各年度開始後速やかに、前年度までの施策の進捗状況について評価を行う。

## **(5) 評価の実施主体**

評価は、各施策の主管課室等が実施する。

## **7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

政策評価の実施に当たっては、客観性及び厳格な実施を担保するため、学識経験を有する者の知見を評価の対象となる政策の特性、評価の内容等に応じ、適切に活用することとする。

特に、事後評価の実施に当たっては、専門的見地から意見を求める外部の有識者からなる政策評価懇談会の助言を得るものとする。

## **8. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項**

評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。

原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

## **9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項**

### **(1) 政策評価の評価結果等の公表**

政策評価の評価結果等の公表は、次の文書を原子力規制委員会ホームページに掲載することにより行うものとする。

- ① 評価書
- ② 評価書要旨
- ③ 政策評価の結果の政策への反映状況

### **(2) 公表時期**

それぞれの政策評価の評価結果等については、まとまり次第適時に公表するものとする。

## **10. 政策評価の実施体制に関する事項**

原子力規制庁においては、長官官房総務課及び政策主管課等が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。具体的な役割分担は、以下のとおりとする。

### **① 長官官房総務課の役割**

基本計画の策定等基本的事項の企画及び立案、政策評価結果の案の取りまとめ、政策評価結果の施策等への反映状況の審査、外部からの意見



等の受付等、原子力規制委員会の政策評価全体の総括を行う。

② 政策主管課等の役割

評価対象政策に係る評価方式の決定、政策評価作業の実施、政策評価結果の施策等への反映状況の作成等を行う。

③ 政策評価懇談会の役割

政策評価懇談会は、原子力規制行政に関し専門的見地から意見を述べる外部有識者から構成する。

政策評価懇談会は、政策評価に対する助言を行うほか、必要に応じて、政策評価手法について検討を行う。

## 11. その他

原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する政策主管課等において適切に活用する。



制定 令和2年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

## 令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画（案）

令和2年 月 日  
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年 月 日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和2年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

### 記

1. 計画期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。
2. 事後評価の対象とする政策
  - ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和元年度原子力規制委員会の政策体系（平成31年3月27日原子力規制委員会決定）（別添）のI～VIを対象とする。
  - ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年12月1日施行）を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。）等に基づき実施する。
3. 令和元年度実施政策に係る事後評価の実施方法
  - ① 政策の主管課等は、令和元年度実施政策について、令和元年度実施施策に係る事前分析表（令和元年8月21日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
  - ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
  - ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
  - ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

## 令和元年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA管理番号
<b>I 原子力規制行政に対する信頼の確保</b>		
1.	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	I.1
2.	組織体制・運営等の継続的改善	I.2
3.	国際社会との連携	I.3
4.	法的支援、訴訟事務等の実施	I.4
5.	その他	I.5
<b>II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</b>		
(原子炉等規法関係)		
1.	原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施	II.1
2.	原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施	II.2
3.	最新知見に基づく規制制度の策定、見直し	II.3
4.	安全と核セキュリティと保障措置の調和	II.4
(放射線障害防止法関係)		
5.	放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	II.5
6.	その他	II.6
<b>III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</b>		
1.	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	III.1
2.	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	III.2
3.	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施	III.3
4.	その他	III.4
<b>IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</b>		
1.	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	IV.1
2.	国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映	IV.2
3.	安全研究の推進	IV.3
4.	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進	IV.4
5.	その他	IV.5
<b>V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</b>		
1.	核セキュリティ対策の強化	V.1.
2.	保障措置の着実な実施	V.2
3.	その他	V.3
<b>VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</b>		
1.	最新知見に基づく放射線防護対策に係る技術的基準の改善	VI.1
2.	放射線モニタリングの実施・技術的検討	VI.2
3.	危機管理体制の充実・強化	VI.3
4.	その他	VI.4

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、I～VIとする。

(案)

## 政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和元年度公表分）

令和 2 年 月 日  
原子力規制委員会

政策評価法第 11 条に基づき、平成 30 年度に実施した平成 29 年度実施施策に対する事後評価及び令和元年度に実施した平成 30 年度実施施策に対する事後評価の政策への反映状況について取りまとめるもの。平成 30 年度実施施策に係る政策評価及び令和元年度実施施策に係る事前分析表については、令和元年 8 月に政策評価の結果を公表した。反映した状況は次の通りである。

## 1 事後評価(実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価))

政策ごとの評価結果(令和元年 8 月 21 日原子力規制委員会決定)については、原子力規制委員会ホームページ(政策の評価について)(<http://www.nsr.go.jp/nra/seisakujikkou/hyouka/index.html>)参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策目標1】 原子力規制行政に対する信頼の確保	相当程度 進展あり	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt; 令和 2 年度概算要求 (1,383 百万円) を行った。 【令和 2 年度政府予算案額 1,117 百万円 (平成 31 年度 1,191 百万円)】</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 訴訟対応を含めた法令体制の強化のため、必要な機構・定員を要求し、令和 2 年度に定員 2 名を増員することとした。</p> <p>&lt;令和元年度実施施策に係る事前分析表の変更&gt; 平成 29 年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成手段を、平成 30 年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標をそれぞれ変更した。</p>
2	【施策目標2】 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	目標達成	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt; 令和 2 年度概算要求 (850 百万円) を行った。 【令和 2 年度政府予算案額 662 百万円 (平成 31 年度 698 百万円)】</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 原子力施設の検査体制の強化等のため、必要な機構・定員を要求し、令和 2 年度に定員 18 名を増員することとした。</p> <p>&lt;令和元年度実施施策に係る事前分析表の変更&gt; 平成 29 年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成手段を、平成 30 年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標をそれぞれ変更した。</p>

3	<p>【施策目標3】 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt; 令和2年度概算要求（4,618百万円）を行った。 【令和2年度政府予算案額 3,929百万円（平成31年度 3,888百万円）】</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 東京電力福島第一原発事故の分析体制の強化等のため、必要な機構・定員を要求し、令和2年度に定員4名を増員することとした。</p> <p>&lt;令和元年度実施施策に係る事前分析表の変更&gt; 平成30年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標を変更した。</p>
4	<p>【施策目標4】 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt; 令和2年度概算要求（15,166百万円）を行った。 【令和2年度政府予算案額 10,772百万円（平成31年度 10,935百万円）】</p> <p>&lt;令和元年度実施施策に係る事前分析表の変更&gt; 平成29年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成手段を、平成30年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標をそれぞれ変更した。</p>
5	<p>【施策目標5】 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</p>	目標達成	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt; 令和2年度概算要求（4,364百万円）を行った。 【令和2年度政府予算案額 4,336百万円（平成31年度 4,484百万円）】</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 原子力施設の核セキュリティ対策の体制強化のため、必要な機構・定員を要求し、令和2年度に定員1名を増員することとした。</p> <p>&lt;令和元年度実施施策に係る事前分析表の変更&gt; 平成30年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標を変更した。</p>
6	<p>【施策目標6】 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt; 令和2年度概算要求（21,265百万円）を行った。 【令和2年度政府予算案額 15,550百万円（平成31年度 15,656百万円）】</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; 事故対応体制の強化等のため、必要な機構・定員を要求し、令和2年度に定員4名を増員することとした。</p> <p>&lt;令和元年度実施施策に係る事前分析表の変更&gt; 平成29年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ達成手段を、平成30年度実施施策に係る政策評価の結果を踏まえ測定指標をそれぞれ変更した。</p>